

Country: Japan Scale: National label Comments:									
ステップ 1: ベースラインアセスメント			ステップ 2: 調査			ステップ 3: リスク特定と評価		ステップ 4: リスク評価結果	
	基準とサブ基準	サブ基準の説明	該当するすべての法律、条例、規制等 (可能な限り、文書の条項番号を含むの参照をつけること) (該当する法律がない場合は、「該当なし」と下記、括弧で簡単な理由を記載。これより右のセルは空欄で良い)	管轄団体 (法令順守確認の責任団体の特定)	法令遵守のために必要な書類 (例：伐採届)	情報源 (ウェブサイトアドレス、ニュース記事等)	リスクに関する記述。リスク判断の際の閾値。リスク判断の正当性。 (リスク評価の際に検討されたことを記述。情報源も含む)	「specified risk」または「low risk」	
管理木材カテゴリー1：違法伐採材									
1	1.	1. 伐採関連の法的な権利							
1	1	1.1 土地の保有権と管理権	慣習的な権利や土地の管理の権利を含む土地の保有権をカバーする法令。組織の登記、税務登録に係る法令も含む。	民法第206条、207条、265条及び266条 (明治29年4月27日法律第89号、最終改正：平成25年12月11日法律第94号) 不動産登記法第1条、27条 (明治32年法律第24号、最終改正：平成25年6月26日法律第61号)	法務省	所有権保存登記 民法；「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M29/M29HO089.html」 不動産登記法 ；「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H16/H16HO123.html」 利害関係者(森林所有者・素材生産事業体等からの聞き取り)	土地登記は所有範囲を明確にする国土調査の進行で次第に正確性を増しているものの、山地・森林の小規模所有者の区分までは終了していない。ただし、森林経営・管理・収穫など作業実施箇所に関しては、隣地との境界確認を実施しており、他人山(林)からの収穫や誤伐などはほとんどない。また、境界争いや苦情件数も少なく、社会的な問題を引き起こすレベルにはない。	low risk	
1	2	1.2 森林利権ライセンス	森林利権ライセンス取得方法、発行に係る法律・贈収賄や汚職の有無の確認。	日本においては森林利権ライセンス制度はない。	N/A	N/A	N/A	low risk	
1	3	1.3 森林(経営)管理計画、伐採計画	森林(経営)管理計画やモニタリング、それらの責任団体による承認に係る法令	森林法（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：平成25年6月14日法律第44号）森林組合法（昭和53年5月1日法律第36号、最終改正：平成26年4月16日法律第21号）	農林水産省	森林経営計画書、森林経営委託契約書、伐採届	森林法；「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO249.html」 森林組合法 ；「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S53/S53HO036.html」	森林経営計画は、森林法第11条の規定された申請と手順に則り進められており、森林所有者とそれと契約を結ぶ森林組合や素材生産業者等が森林経営計画に基づいて施業することとなっている。この森林経営計画が受理されないと補助金を受け取ることができない。補助金なしでは我が国の林業は採算が取れないため、本計画制度は全施業体が遵守している。なお、小規模な林家（森林所有者）は、単独で経営することができなく、森林組合法第4条に規定されているように、「森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会は、その行う事業によつてその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。」として森林組合が小規模森林所有者の集約化を行い施業している。森林経営計画には、育林計画のほか、伐採等収穫計画も包含されている。 森林経営計画を作成するためには属地で林分(平均的に60ha程度の面積)の半分以上の面積を対象とする必要があり、小規模な林家には難しい。そのため森林組合が集約化をして森林経営計画を作成している。 承認された森林経営計画がない場合、伐採届は伐採の90日から30日前に提出する必要がある。伐採届には対象林の林齢、蓄積などが含まれる。 計画通りに森林作業が行われたかどうか、事後の厳しい検証が行政側から行われる。またトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)という団体が発表した「2013年度贈賄指数」(Corruption Perceptions Index、Bribe Payers Index)によると、日本は前者で18位／177カ国、後者で世界4位のクリーン度を示す。腐敗認識指数におけるリスク評価は日本は「74」であり、FSCが指定する腐敗認識指数「50」以上の条件を満たしている。このため、承認された森林経営計画に従わないリスクも低いと考えられる。	low risk
1	4	1.4 伐採許可	伐採許可発行、必要書類やライセンスに係る法律。伐採に関する苦情等有无の確認。	森林法（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：平成25年6月14日法律第44号） 林地開発許可制度（森林法（昭和26年法律第249号10条の2）に林地開発許可制度が定められた） 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：平成26年5月21日法律第39号）http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09HO081.html	農林水産省、環境省	伐採届、環境影響評価書	森林法；「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO249.html」 林地開発許可制度；「http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html」 環境影響評価法；「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09HO081.html」 検察統計 2010 > 被疑事件の受理及び処理状況 > 罪名別 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001078043	森林法第10条の8によると、「森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。」となっており、森林の伐採に際する伐採届は、商業的利用の有無を問わず森林作業を行う場合必須条件であり、この条項は我が国全域で順守されている。 承認された森林経営計画がある場合は、伐採届の提出は計画の伐採から30日以内でよい。これは森林経営計画がすでに承認されているためである。ただし伐採後の事後確認は行なわれる。 森林経営計画が存在しない場合は、伐採届は伐採の90日から30日前に提出する必要がある。これにより管轄自治体が伐採前に内容を確認することが出来る。伐採後には事後の現地調査がある。なお、2010年の検察統計によれば、我が国内での森林法違反の件数はわずかで、年間40件程度である。国内の年間伐採届数が約20,000件であることから、その比率は0.2%程度である。 またトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)という団体が発表した「2013年度贈賄指数」(Corruption Perceptions Index、Bribe Payers Index)によると、日本は前者で18位／177カ国、後者で世界4位のクリーン度を示す。腐敗認識指数におけるリスク評価は日本は「74」であり、FSCが指定する腐敗認識指数「50」以上の条件を満たしている。 上記の状況から本指標は低リスクと考えられる。	low risk
2	2. 税金と費用								

2	1	2.1 手数料や伐採にかかる費用の支払	森林伐採に関する全ての法的に規定されている費用の支払いに係る法令。樹種や伐採量によって決定される費用も含む。樹種や伐採量に関する虚偽報告がないか要確認。	商法第526条（明治32年3月9日法律第48号、最終改正：平成26年5月30日法律第42号） 国有林野の管理経営に関する法律第一章の三	総務省 農林水産省	売買契約書、決算報告書 指名競争入札の場合は入札参加要件	商法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M32/M32HO048.html 」 国有林野の管理経営に関する法律 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO246.html	公有林の場合、通常立木の伐採は入札により委託される。伐採方法は発注者が森林法や県等の施策基準に則り決定できる。 入札過程はオープンであり、透明性が確保されている。談合が疑われるような場合は公正取引委員会が行政調査を行なうなど、入札参加者は不正をしにくい仕組みとなっている。入札の際の見積金額は樹種、林齢、材質、材積、立地条件など様々な要因で決定される。 2007年の独立行政法人緑資源機構の林道事業を巡る官製談合の事件を受けて、緑資源機構は2008年に廃止され、独立行政法人森林総合研究所へと改組され、またこの時から取り締まりも強化されることとなった。 またトランスペアレンシー・インターナショナル(Transparency International)という団体が発表した「2013年度贈賄指数」(Corruption Perceptions Index、Bribe Payers Index)によると、日本は前者で18位／177カ国、後者で世界4位のクリーン度を示す。腐敗認識指数におけるリスク評価は日本は「74」であり、FSCが指定する腐敗認識指数「50」以上の条件を満たしている。 上記の状況から本指標は低リスクと考えられる。	low risk
2	2	2.2 消費税やその他の販売にかかる税	販売される材の税金に係る法令。	消費税法第1条、5条、28条（昭和63年12月30日法律第108号、最終改正：平成26年5月21日法律第40号） 法人税法第159条（昭和43年3月31日法律第34号、最終改正：平成26年5月1日法律第40号）	財務省国税庁	売買契約書、見積書・納品書・請求書	消費税法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S63/S63HO108.html 」 利害関係者（森林所有者・素材生産事業体等からの聞き取り）及び一般的商取引慣習	消費税は、消費に対して課される租税。日本においては、「消費税法に規定する消費税」と「地方税法に規定する地方消費税」の総称。消費税は、法律上においては、製造業者や商人が担税指定者となるが、実際には課税分が最終消費者に転嫁されることを前提として、有形（実体を有するもの）・無形の商品（手数料のような実体を有しないもの）やサービスの「ほぼ全て」に課税するものである。従い、木材販売はもとより、森林作業等の委託に関しても消費税は課せられ、課税分は支払わなければならない。我が国において、商取引上消費税を免れようとする行為はほぼ不可能であり、自動徴収システムが機能している。	low risk
2	3	2.3 所得税および収益税	林産物の収穫活動や販売活動から生じる所得、収益の税金に係る法令。	所得税法第238条（昭和40年3月31日法律第33号、最終改正：平成26年5月21日法律第40号） 法人税法第159条（昭和43年3月31日法律第34号、最終改正：平成26年5月1日法律第40号）	財務省国税庁	税申告書	所得税法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40HO033.html 」 法人税法 ；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S40/S40HO034.html 」 利害関係者（森林所有者・素材生産事業体等からの聞き取り）及び一般的商取引慣習	所得税法第5条によると、「居住者（外国法人にも適用は、この法律により、所得税を納める義務がある。と定められ、また第22条には、「居住者に対して課する所得税の課税標準は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。」こととなっている。従い、林業行為から生まれるすべての所得には税金が課せられる。また、法人税法第4条、21条、22条によると、「当該居住者が法人の場合は、事業各年度の営業利益に一定の規則に則り税金が課せられる。所得税も法人税も消費税と同様に脱税行為を行うことはほぼ不可能であり、社会における衆人の目も厳しく批判され、反社会的行為として法律上も罰せられる。林業界においては、かつて木材市場での不正行為が発覚し、それ以来国税当局の厳しい監査が入り、今ではそのような法律違反はめったに見られなくなっている。	low risk
3		3. 伐採活動							
3	1	3.1 伐採活動に関する規制	伐採方法に係る法的要求事項。これには伐採方法(皆伐、択伐)、更新方法、輸送方法、季節的な伐採制限などが含まれる。具体的には伐採エリアの大きさ、伐採齢の制限、伐採直径の制限、作業道開設の制限、排水の規定などが関係する。	森林法（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：平成25年6月14日法律第44号） 林地開発許可制度（森林法（昭和26年法律第249号10条の2）に林地開発許可制度が定められた） 林道規定の制定について（昭和48年4月1日、林野道第107号、林野庁長官通知、最終改正：平成23年3月31日22林整整第813号）	農林水産省	森林経営計画書、森林経営委託契約書、伐採届	森林法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO249.html 」 林地開発許可制度；「 http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html 」 林道規定の制定について；「 http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/pdf/kitei.pdf#search 」 利害関係者（環境省、森林・林業研究機関からの聞き取り）	森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、森林法第10条により事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務づけられている。市町村長が、市町村森林整備計画に適合した施策が行われるよう、届出があった計画に対し変更や遵守を命じることがある。また、無届で伐採した場合等には、市町村長が伐採の中止及び造林を命じることがある。森林の伐採に関しては、すべて森林法により規制されている。森林法では、「伐採面積、伐採方法、伐採樹種、伐採齢、伐採後の造林計画を記した伐採届けを提出しなければならない。」としており、環境を阻害する伐採や災害を誘発する伐採は禁止されている。なお、森林法に基づき、伐採面積の制限は保安林において規定され、伐採齢も地域森林計画や市町村森林整備計画で規制されている。更新方法については皆伐後の再植林の義務のほか、林道規定における設計基準も制定されている。 2010年の検察統計によると、伐採届が提出されていない伐採といった森林法違反の件数は年間40件程度である。国内の年間伐採届数が約20,000件であることから、その比率は0.2%程度である。検察統計からは伐採活動に関する規制の違反割合を直接示すことは出来ないが、これは0.2%を下回る。また施業地には管轄の行政による事後検査が入る。 また、山岳域にある我が国の森林の伐採地は何処からも遠望でき、伐採行為は衆人の目に晒され、比較的容易に伐採箇所・規模・更新の状況などが確認できる。それゆえ、事業体の違法行為はなされにくく、監督機関である県・市町村も監視しやすい状態にあり、合法性に関する取り締まりの徹底に活かされている。さらに、上記でも触れた補助制度による事後チェックが実施され、認可された林業行為の順守が監視されている。	low risk

3	2	3.2 保護地区と保護種	保護地区と保護すべき希少種、絶滅危惧種およびその生息域に関する法令。	自然公園法第20条、21条（昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：平成25年6月14日法律第44号） 自然環境保全法第12条、14条（昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号） 林野庁保護林制度 文化財保護法第109条（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成23年5月2日法律第37号） 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条（平成14年7月12日法律第88号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第1条・10条(平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成25年6月12法律第37号） レッドデータブック	環境省、農林水産省		自然公園法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO161.html 」 自然環境保全法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO085.html 」 林野庁保護林制度；「 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/size_n_kankyo/hogorin.html 」 文化財保護法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO214.html 」 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO088.html 」 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H04/H04HO075.html 」 レッドデータブック；「 http://www.biodic.go.jp/rdb/rdb_f.html 」 FSCジャパン調査資料 環境白書 http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/ 家岡田秀二からの聞き取り 日本の現存植生図 (http://www.biodic.go.jp/vg_map/vg_html/jp/html/vg_map_fm.html) 自然公園法等の地図	歴史的に日本の森林資源に対する利用圧は高く、江戸時代には既に留山と呼ばれる禁伐制度が敷かれ、奥山の貴重な森林資源は保存もしくは択伐という伝統的な措置が取られていた。この奥山を守る方針は、太平洋戦争後も引き継がれ、多くは国有林として守られてきた。 一方、戦後の復興による木材需要の高まりが人工林の拡大を生んだが、増大する木材需要に対して安価な外国産の木材輸入が入るようになり、拡大した人工林ですら放置されるようになった。結果的に、奥山の自然林は自動的に守られて現在に至っている。 これらの森林は、既に自然公園法や自然環境保全法、鳥獣保護法、国有林の保護林制度、文化財保護法などで保全され、さらに種の保存法(希少野生動植物種生息地等の保護、生息地保護区)、森林法(森林計画制度、伐採・造林届出制度、林地開発許可制度等)、景観法(景観重要樹木)、県自然環境保全地域(すぐれた天然林や特異な地形・地質、貴重な動植物の自生地や生息地などの良好な自然環境を保全として指定)などの法律や自治体の条例により、それらが有する文化性、生物多様性、国土保全、景観等の側面から、保全・保護施策が講じられている。また、大規模な開発については環境影響評価が義務付けられ、開発の差し止め、縮小あるいは軽減措置が積極的に取られる。 これらの森林では林業活動は厳しく制限されており、環境省地域事務所所属のレンジャーが頻繁に見回りをすることで違法行為の確認を行っている。レンジャーによる巡回は違法活動のモニタリングだけではなく、不法侵入や不法投棄の発見などにも役立っている。 禁伐地域は様々な地図により明確に特定できるため、林業活動を行おうとするものは、規制地域を事前に知ることが出来る。また保護地域における違法伐採の目立った報告はない。	low risk
3	3	3.3 環境に関する要求事項	伐採に伴う環境影響評価、土壌保全やバッファークソンの設置、季節的な伐採制限、機械の使用制限に関する法律。	環境影響評価法第1条（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：平成26年5月21日法律第39号） 森林法第10条の2、25条、及び伐採時の配慮（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：平成25年6月14日法律第44号） 森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成20年3月31日農林水産省令第24号）最終改正：平成25年4月1日農林水産省令第29号）	環境省、農林水産省	環境影響評価書、森林経営計画書、伐採届	環境影響評価法；「 http://www.env.go.jp/policy/assess/s/ 」森林法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO249.html 」 森林法施行令別表第三林道の開設に要する費用の項第六号等に規定する林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は拡張の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令； http://www.env.go.jp/policy/assess/2-2law/5.html#02	環境保全に関する上位法は環境影響評価法であるが、対象事業は比較的大規模なものとなっており、林業界における伐採行為(平均5ha未満)や林道開設行為など環境に影響を及ぼす事項があっても適用されないケースが多い。森林作業に伴う環境の影響に関しては、森林法での伐採規程があり、)周辺の人家や道路などへの影響が無いよう、傾斜度合、土質、集水区域等に配慮して下流への災害発生の恐れがない伐採区域とすること。土砂流出防止のため、急傾斜地や土質の不安定な場所は皆伐を行わないこと。伐採後は計画的に植林するなど、森林の復旧に努めること。」を要求している。 バッファークソンの設置と機械の使用制限に関する法律はない。 林業における環境影響に関しては、最近の日本の林業は育林コストの低減から利用間伐優先で皆伐が極めて少ないことや、35度を超す山岳地帯での林業では路網密度も我が国平均で約15m/haと低く、伐採や路網開設からの重大な環境影響は報告されていない。 最近の気候変動による局地豪雨が土砂災害を多頻度化させ、深層崩壊など住民の生命と財産を脅かしている。これは、林業による問題でなく、過去の記録を上回る降雨機構の変化がもたらせるものである。そして、我が国は公害を克服してきた環境先進国であり、また火山・地震・津波・豪雨など自然災害を頻繁に被る国である。このため、国民の環境意識は高く、自然災害等と折り合うべき環境に関する各種法令の順守は行き届いている。 環境に関する要求事項は森林経営計画や伐採届にも含まれており、すべての森林管理者が対象となる。環境に関する要求事項は十分に監督されており、大きな問題も報告されていないため本指標のリスクは低いと考えられる。FSCジャパンの実施したナショナルリスクアセスメント作成過程においても環境団体からカテゴリー1における環境に関する法令違反の指摘はなかった。	low risk
3	4	3.4 安全衛生	伐採作業を行う作業員の安全装備、安全作業方法、使用機械に関する法的要求事項。これには契約、保険、資格、訓練、社会保険に関する法律が含まれる。また児童労働、強制労働、結社の自由の侵害に係る法令も含まれる。	労働安全衛生法第1条、10条、14条、24条、59条（昭和47年6月8日法律57号、最終改正：成23年6月24日法律第74号） 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号、最終改正：平成24年6月27日法律第42号） 労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号、最終改正：平成24年6月27日法律第42号）	厚生労働省、農林水産省	労働者災害補償保険加入申請書「療養補償給付請求書」	労働安全衛生法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO057.html 」 労働安全衛生法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO057.html 」 労働基準法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO049.html 」 労働組合法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO174.html 」	林業労働に関する安全基準等は、労働安全衛生法で管理システムの在り方、教育の仕方等を規定し、労働災害の未然防止を図っており、また労働基準法では災害に遭った労働者の療養の義務を厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」とし、安全教育を謳い、労働基準法では、労働条件の最低基準を設け、それ以上の待遇をすべきことを規定している。（差別のない均等待遇）第3条、（男女同一賃金の原則）第4条、（強制労働の禁止）第5条、（契約期間等）第14条、（最低年齢）第56条、（療養補償）第75条、（休業補償）第76条などがこれに該当する。また、労働組合法では、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、自主的に労働組合を組織し、団結すること、団体交渉をする権利を認めている。労働基準法は、労働者のすべての権利を保証するもので、林業事業者はこれらの法律を厳守している。	low risk
3	5	3.5 雇用に係る法律	伐採活動に関する人材雇用に係る法的要求事項。これには契約、保険、資格、訓練、社会保険に関する法律が含まれる。また児童労働、強制労働、結社の自由の侵害に係る法令も含まれる。	労働安全衛生法（昭和47年6月8日・法律57号、最終改正：成23年6月24日法律第74号） 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号、最終改正：平成24年6月27日法律第42号） 労働組合法（昭和24年6月1日法律第174号、最終改正：平成24年6月27日法律第42号）	厚生労働省	労働契約書	労働安全衛生法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO057.html 」 労働安全衛生法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO057.html 」 労働基準法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S22/S22HO049.html 」 労働組合法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO174.html 」	労働安全衛生法第59条によると、「事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」とし、安全教育を謳い、労働基準法では、労働条件の最低基準を設け、それ以上の待遇をすべきことを規定している。（差別のない均等待遇）第3条、（男女同一賃金の原則）第4条、（強制労働の禁止）第5条、（契約期間等）第14条、（最低年齢）第56条、（療養補償）第75条、（休業補償）第76条などがこれに該当する。また、労働組合法では、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、自主的に労働組合を組織し、団結すること、団体交渉をする権利を認めている。労働基準法は、労働者のすべての権利を保証するもので、林業事業者はこれらの法律を厳守している。	low risk

3	6	3.6 林地転換	自然林を他の土地利用への転換に関する許可に係る法令。この分析にはどのような土地利用が法的に行うことができるのか、また違法な転換の発生の規模が含まれる。	自然公園法第20条、21条（昭和32年6月1日法律第161号、最終改正：平成25年6月14日法律第44号） 自然環境保全法第12条、14条（昭和47年6月22日法律第85号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号） 林野庁保護林制度 文化財保護法第109条（昭和25年5月30日法律第214号、最終改正：平成23年5月2日法律第37号） 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条（平成14年7月12日法律第88号、最終改正：平成26年5月30日法律第46号） 環境影響評価法（平成9年6月13日法律第81号、最終改正：平成26年5月21日法律第39号） 林地開発許可制度（森林法（昭和26年法律第249号10条の2）に林地開発許可制度が定められた） 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第1条・10条(平成4年6月5日法律第75号、最終改正：平成25年6月12日法律第37号） 森林法（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正：平成25年6月14日法律第44号）	環境省、農林水産省	林地開発許可届	自然公園法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO161.html 」 自然環境保全法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S47/S47HO085.html 」 林野庁保護林制度；「 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/hogorin.html 」 文化財保護法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO214.html 」 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H14/H14HO088.html 」 環境影響評価法；「 http://www.env.go.jp/policy/assess/ 」 林地開発許可制度；「 http://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_4.html 」 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H04/H04HO075.html 」 森林法；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO249.html 」 林野庁統計 http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/toukei/pdf/yoran1401.pdf	林地転換に係る法令は、森林法に基づき森林の他の土地利用への転換を制限することを目的としている。一般的に森林を他の土地利用へ転換するためには林地開発許可制度に基づき、公共性の高い土地利用の場合にのみ可能である。 各種法令により保護されている森林や自然林、貴重な種を含む森林の他の土地利用への転換は禁止されている。環境影響評価の実施中に自然林が発見された時も禁伐で、よほどの理由がない限り土地利用転換できない。これら禁伐の森林を規定している主な法令や制度は自然公園法、自然環境保全法、国有林の保護林制度、林地開発許可制度、環境影響評価法や絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律などである。またこれらの法律の中で、自然公園法の特別保護区、自然環境保全法の県指定自然環境保全地域、林野庁保護林、文化財保護法の天然記念物、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特別保護地域などは禁伐で土地利用転換がほぼ不可能な自然林地域である。 極めて公共性の高い土地利用への転換の場合は、環境影響評価を時間かけて行い、軽減措置などの保全法の周知と地元住民を含む利害関係者の合意が必要である。林地開発許可制度では1haを超える転換は人々の生活を豊かにし、環境や治山面から地域の健全な発展に繋がる場合にのみ自治体により許可される。この制度は人工林を含むすべての森林に適用される。民有林の転換の際も林地開発許可制度に基づき地方自治体からの許可を得た上で行なう必要がある。この場合も1haを超える転換は難しい。転換は建設を伴うものに限られるわけではないが、そのようなケースが多い。 林野庁の発表している統計によれば、日本の森林面積は2007年には25,097千haであり、2012年には25,081千haである。つまりこの5年間における林地転換面積は3,200ha/年であり、これは日本の森林面積の約0.01%/年である。 つまり、森林の開発は制限条件下で許可されるが、大規模な開発の場合は環境影響評価が必要であり一般的には開発が難しい仕組みである。また林地転換に関する問題も報告されていない。	low risk
4		4. 第三者の権利							
4	1	4.1 慣習的な権利	慣習的な権利に係る法令。これには先住民の収益共有に係る権利が含まれる。	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第19条（昭和41年7月9日法律第126号、最終改正：平成23年5月2日法律第35号） 岐阜県中津川市Web			入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S41/S41HO126.html 」 岐阜県中津川市Web；「 http://www.city.nakatsugawa.gifu.jp/ 」	地元民による森林への立ち入り、キノコや薪の採取については法令で認められた権利はないが、通常慣習的な権利として森林所有者や森林管理者により尊重されている。この権利は特に法律で規定されているものではない。 森林組合も含めて林業は認定された事業体が行うもので、土地所有も個人、会社、国・県・市町等の自治体となっており、地域住民が所有者として個々に関わることがあっても、集落単位や集団として林業や森林管理に関わっていない。 日本には伝統的に「入会地」、「入会林」なるものがあつた。入会地とは、ある範囲の森林、原野、あるいは漁場を公のものとし、ある決まった範囲の住民が共同で利権を持つ慣習的な地域で、その権利を入会権と言う。戦後、農地改革によりそのしくみが無くなり、入会林は自治体管理に移行されている。財産区有林、部分林等の呼び名は、市町村合併前の旧村落有林を受け継ぐもので、管理は合併後の自治体が行っている。 上記の通り、慣習的な権利は尊重されているものの、それを規定した法令が無いため、本指標は該当しない。	low risk
4	2	4.2 事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく合意	森林施業を行う際の「事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく合意」に係る法令。	N/A（森林施業を行う際の「事前に十分な情報を与えられた上での自由意思に基づく合意」に係る法令はない）	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
4	3	4.3 先住民の持つ権利	森林活動に関して先住民の持つ権利に係る法令。土地の保有権、特定の森林資源の使用権などが含まれる。	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成9年5月14日法律第52号、最終改正：平成23年6月24日法律第74号）	国土交通省、文部科学省(同法律の基本方針第5条には国土交通大臣及び文部科学大臣の責務として謳っている。)	N/A	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律；「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09HO052.html 」 アイヌ問題の現状： FSCジャパン調査資料1 二風谷ダム裁判 札幌高等裁判所判決 http://www.geocities.co.jp/HeartLand-Suzuran/5596/ アイヌ民族共有財産裁判 札幌高裁判決 http://www.dogyousei.gr.jp/ainu/kousaihanketu.doc	アイヌ民族の文化の振興に係る法律第1条～5条では、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図る。」と規定しており、アイヌの人々の伝統的に利用してきた聖地や祭事での木材利用に関してはその文化的な見地から尊重するとしている。アイヌの人々の住む北海道では、林業は主に針葉樹人工林で行っており、広葉樹林施業はわずかである。そして、アイヌの人々が尊ぶ聖地や広葉樹の利用に関して、当地での林業が阻害した例がなく、むしろその森林や樹木を使う文化を尊重している。また、アイヌの人々と森の侵害をめぐる林業上の訴訟案件はない。	low risk
5		5. 貿易と輸送							

5	1	5.1 樹種、伐採量、等級の分類	伐採された丸太の樹種、伐採量、等級に関する分類方法を規定した法令。税金や手数料を減らすために、虚偽の報告がされていないか要確認。	商法第526条(明治32年3月9日法律第48号、最終改正：平成26年5月30日法律第42号) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号、最終改正：平成25年12月13日法律第103号)	総務省 農林水産省	売買契約書、決算報告書 JAS認定登録書	商法：「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/M32/M32HO048.html 」 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律：「 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S25/S25HO175.html 」 利害関係者としての木材市場での実態調査と聞き取り	商法は、商人の営業、商行為その他商事について定めた日本の法律であり(1条1項)、商取引に不正がないかどうか管理している。林業から生まれる丸太などの生産物の売買もこの商法に規定される。当然、森林組合を含む素材生産事業体は、森林経営計画に基づく伐採届を出し、伐採前にプロット調査を行い、さらに伐採後特に間伐においては、県等から補助金授受のための検査が入り、伐採量の検証が行われている。商取引におけるトラブルは、丸太価格の査定時期の差などで問題になることもあるが、不正な商取引に関しては、事業体の内部監査、外部監査、国税庁による監査が機能し、不正は厳重に摘発される機能が活きている。 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律により規定されているJAS規格は、木材製品に樹種・サイズ・等級等を付し、丸太や林産物の品質(その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。)についての基準及びその品質に関する表示(名称及び原産地の表示を含む)の基準を定めたもの(第2条)で、製品の識別とともにこれにより価値が高まることを目的としている。それゆえ、木材製品のJAS認定に関しては認定機関から定期的な監査を受け、その品質が維持されるところにある。これにより、木材や木材製品の虚偽も避けられる追加的なシステム(第23条の2)として機能している。 また、伐採された丸太に関しては木材市場を通すことが慣例化しており、伐採先、売り先別樹種、販売量(伐採量)、等級等が記録され、そのトレーサビリティは高く、伐採行為のモニタリングとして機能している。JAS認定工場においては外部監査により、これらの情報も監査対象となる。 トランスパレンシー・インターナショナルのCPIが74と高いことから日本における汚職度は低いといえる。また不正が頻繁に行われているという報告もない。JAS制度の普及度が比較的高いことから日本における木材流通に関して本指標は低リスクと考えられる。	low risk
5	2	5.2 貿易と輸送	貿易のために必要な許可、輸送に関する書類に係るすべての要求事項。	関税法(昭和29年4月2日法律第61号、最終改正：平成26年3月31日法律第10号) 貨物自動車運送事業法(平成元年12月19日法律83号、最終改正：平成26年6月13日法律69号) 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年7月30日運輸省令第22号、最終改正：平成26年1月22日国土交通省令第6号) 海上運送法(昭和24年6月1日法律第187号、最終改正：平成24年9月12日法律第88号) 輸入木材検査要綱(昭和26年11月22日法律第1843号、最終改正：平成13年5月11日法律第279号)	財務省、運輸省、 国土交通省	輸出入貨物申告書、関税納付申告書、検査証明書、貨物運輸計画書	関税法：「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO061.html」 貨物自動車運送事業法：「http://www.houko.com/00/01/H01/083.HTM」 貨物自動車運送事業輸送安全規則：「http://hourei.hou-navi.jp/hourei/H02/H02F03901000022.php」 海上運送法：「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO187.html」 輸入木材検査要綱：「www.pps.go.jp/law_active/Notification/basis/8/55/html/55.html」	輸出入：関税法第1条では、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるもので、貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、保税地域(第29・30条)で当該貨物の品名並びに数量及び価格、その他必要な事項を税関長に申告しなければならない(第67条の2)。輸入木材検査要綱(第1・2)では、輸入木材とともに運び込まれる植物や微生物の検査に関する規定をしており、海外からの侵略生物の持ち込みを監視している。 これらの法律に基づき、適正な木材・木材製品貿易の促進と木材等輸送の順法性や安全の確認を行ってきた。外国間貿易に関しては、様々な不正貿易を防ぐための監視体制が強化されてきており、国内での貨物輸送に関しては特に過積載に関して取締が強化されている。 国内輸送：日本国内においては、伐採現場からの丸太輸送に関して必要な書類は特に規定されておらず、通常は紙の伝票が使用される。	low risk
5	3	5.3 外国間貿易および移転価格操作	非課税地域の企業を利用した外国間貿易は税金や費用の支払を回避する手段としてよく知られている。多くの国では振替価格操作と外国間貿易に係る法律を整備している。リスク評価対象国がこのような法律を整備している場合、本指標が該当する。	関税法(昭和29年4月2日法律第61号、最終改正：平成26年3月31日法律第10号)外国為替及び外国貿易法(昭和24年12月1日法律第228号、最終改正：平成21年6月24日法律第59号) 日本は租税特別措置法66条の4に基づき移転価格税制が1986年4月から執行されている(連結法人については2005年から68条の88に基づく)。これらの条項の基、租税特別措置法施行令39条の12(連結法人については2005年から39条の112)と産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則22条の10が発令された。 移転価格ルールの実施にあたって解釈とガイドが2000年9月8日、2001年6月1日、2001年6月25日に国税局より出されている。	財務省	輸出入貨物申告書、関税納付申請書、送金為替手続き	関税法：「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO061.html」 外国為替及び外国貿易法：「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO228.html」 http://www.sigma-support.com/category/1278178.html#TOPICS1 http://www.meti.go.jp/press/index.html http://www.eoi-tax.org/jurisdictions/JP#agreements プライスウォーターハウスクーパース 2012: http://download.pwc.com/ie/pubs/2012_international_transfer_pricing.pdf http://www.eoi-tax.org/jurisdictions/JP#agreements	経済協力開発機構(OECD)により作成され、国連とG20により支持されている国際税規格(International tax standard)は国内の税金に関する要求事項や銀行の機密事項に関係なく、すべての税金に関する情報を提供するものである。現在、日本を含む30のすべてのOECD加盟国では国際税規格に合意し、これに従うことを表明している。更にすべてのオフショア金融センターもこの規格を承認している。日本は多国籍企業のためのOECDガイドラインの作成と改訂に積極的に関わっており、OECDガイドラインは日本自身の移転価格(transfer pricing)に係る法令の枠組みに実質的に取り込まれている。 日本で運営している会社は毎年法人税申告をする必要がある。申告情報には海外の関連会社との取引情報や取引に用いられた移転価格方法の開示が含まれている。この申告書、財務諸表、業績の内容を踏まえて、税務当局は検査対象を決めている。 日本はオフショア金融センターと8つの租税情報交換協定を締結しており、税務行政執行共助条約の署名国である。(http://www.eoi-tax.org/jurisdictions/JP#agreements). 移転価格操作に関して日本は先進的であり、日本の法務当局は十分な経験の下で移転価格に関する法体系整備に注力している。移転価格調停に関するいくつかの調査が報告もされている。(プライスウォーターハウスクーパース 2012) またトランスベアレンシー・インターナショナル(Transparency International)という団体が発表した「2013年度贈賄指数」(Corruption Perceptions Index、Bribe Payers Index)によると、日本は前者で18位/177カ国、後者で世界4位のクリーン度を示す。腐敗認識指数におけるリスク評価は日本は「74」であり、FSCが指定する腐敗認識指数「50」以上の条件を満たしている。そのため日本の当局における管理は機能していると考えられる。 外国間貿易や移転価格操作に関して重大な事件は報告されておらず、本指標に関して日本のリスクは低いと考えられる。	low risk
5	4	5.4 関税に係る規制	輸出入や製品分類に係る関税法	関税法(昭和29年4月2日法律第61号、最終改正：平成26年3月31日法律第10号)	財務省	輸出入貨物申告書、関税納付申請書	関税法：「http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S29/S29HO061.html」	この法律(第1条、29条、30条、67条、108条)は、関税の確定、納付、徴収及び還付並びに貨物の輸出及び輸入についての税関手続の適正な処理を図るため必要な事項を定めるもので、貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、保税地域で当該貨物の品名並びに数量及び価格、その他必要な事項を税関長に申告しなければならない。輸出入貨物は、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。このような諸手続きを経て輸出又は輸入の許可が下りる。木材や製品等輸出入も公的な港湾における保税地域で貨物の検査を受け、また独自が所有する埠頭があれば、そこに保税施設を設けることができる。我が国の場合は木材及び木材製品の輸入が多いため、大規模製材工場などは独自の埠頭を有している場合が多い。なお、通関に関しては、麻薬及び感染症等重大な事件に繋がる案件が増えてきていることから、その厳格性は高まり、容易に虚偽の申告が通用しない。	low risk

5	5	5.5 ワシントン条約	対象樹種は輸出許可証が必要。	ワシントン条約（我が国は1980年11月4日に締約国）、絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（輸出注意事項 2 4 第 1 4 号(23.4.2)	経済産業省	輸出入承認申請説明書、我が国は1980年11月4日に締約国となった。	ワシントン条約について；「 http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/cites/ 」	ワシントン条約で規制の対象リストには、輸入木材・木材製品は含まれておらず、この分野での違反例はない。また、通常の国内での林業行為とワシントン条約とは関係がない。	low risk
6		6. デューデリジェンス・デューケア							
6	1	6.1 デューデリジェンスやデューケアに係る法律	欧州木材規制やアメリカのレーシー法など。	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（2006 年法律第100 号） 我が国には木材の国際流通に関する法律はない。「グリーン購入法」は国内の公共施設に対するもので、個別の大手事業者の努力に留まっている。我が国では輸入木材に関する法律が未整備なため、順法性論じることとはできない。） (グリーン購入法；「 http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/ 」)	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A